

改正

平成二六年 三月二〇日規則第二二号

江戸川区新川さくら館条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区新川さくら館条例（平成二十四年十一月江戸川区条例第四十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 江戸川区新川さくら館（以下「新川さくら館」という。）の開館時間は、午前九時から午後九時三十分までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、変更することができる。

一部改正〔平成二六年規則二二号〕

(休館日)

第三条 新川さくら館の休館日は、一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までとする。ただし、条例第十四条の規定により区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第四条 新川さくら館の利用時間は、第二条に定める開館時間の範囲内で指定管理者が定めるものとする。ただし、指定管理者は区長の承認を得て、変更することができる。

2 利用時間は、指定管理者の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

(利用料金)

第五条 条例第六条第二項に規定する付帯設備及び器具並びにその利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

(利用登録)

第六条 条例別表に規定する施設（以下「施設」という。）のうち、集会室第一、集会室第二及び多目的ホールを利用しようとする者は、あらかじめ区に登録するものとし、登録の区分は、別に区長が定める。

2 前項の登録をしようとする者は、登録申請書により区長に登録の申請をしなければならない。

3 区長は登録申請書の提出があったときは、審査のうえ、登録書を交付するものとする。

(利用申請)

第七条 施設（広場（貸切りでない場合に限る。）及びお休み処（どころ）を除く。）を利用しようとする者は、条例第四条第一項の規定により、指定管理者に利用の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 利用の申請の受付時期は、別に区長が定める。

(利用承認)

第八条 指定管理者は、前条第一項の申請があったときは、申請の順序により、利用を承認する。
ただし、同時に申請があったときは、抽選により受付の順序を決定する。

2 指定管理者は、前項の規定による承認をしたときは、申請した者に対して、利用承認書又は利用証を交付する。

(利用料金の減額又は免除)

第九条 指定管理者は、条例第六条第四項の規定に基づき、次の各号に定めるところにより、施設の利用料金を減額し、又は免除することができる。

一 区が行政目的又は教育目的のために、次の施設を利用するとき。

イ 集会室第一、集会室第二又は広場 免除

ロ 多目的ホール 五割相当額

二 官公署又は公益団体が自ら公益目的のために、次の施設を利用するとき。

イ 集会室第一、集会室第二又は広場 免除

ロ 多目的ホール 二割五分相当額

三 区に登録した青少年団体が青少年の健全育成の目的のために、集会室第一、集会室第二、多目的ホール又は広場を利用するとき 免除

四 区に登録した熟年者の団体、障害者の団体等が自らその目的のために、集会室第一、集会室第二、多目的ホール又は広場を利用するとき 免除

五 区に登録した五人以上の者が文化活動を行うために、集会室第一、集会室第二、多目的ホール又は広場を利用するとき 五割相当額

2 前項各号の規定は、別表に定める付帯設備及び器具（電源料及び駐車場を除く。）の利用料金の減額又は免除について準用する。

3 前二項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第七条の申請の際に、利用料金の減額又は免除を願い出なければならない。

4 別表に規定する駐車場の利用料金については、指定管理者が必要と認めるときは、免除するこ

とができる。

(利用承認の取消願)

第十条 第八条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の申請の取消しをしようとするときは、利用承認取消願を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第十一条 条例第七条ただし書に規定する特別の理由により還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、還付する額は当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第九条第三号の規定により、利用承認を取り消したとき 施設の利用料金の全額
- 二 利用者の責任によらない理由によって、利用できないとき 施設の利用料金の全額
- 三 利用の取消しに相当の理由がある場合で、次に定める期日までに利用承認取消願が提出されたとき。

イ 多目的ホール（ホール利用に限る。） 利用期日の二十日前 施設の利用料金の五割相当額

ロ 多目的ホール（ホール利用を除く。）、集会室第一、集会室第二及び広場 利用期日の七日前 施設の利用料金の五割相当額

2 付帯設備及び器具の利用料金の還付については、前項各号の規定を準用する。

3 前二項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用承認書を添えて、利用料金還付請求書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用制限の通知)

第十二条 指定管理者は、条例第九条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、利用者に対して利用制限通知書により通知する。

(禁止行為)

第十三条 利用者は、次の行為をしてはならない。

- 一 承認外の施設を利用すること。
- 二 所定の場所以外で火気その他危険物を使用すること。
- 三 無断で設備その他原状を変更すること。
- 四 その他管理上支障があると認められる行為をすること。

(損害賠償の手續)

第十四条 利用者は、施設、付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、直ちに区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項の届出を受けたときは、調査のうえ、現物賠償又は賠償額を決定する。
- 3 利用者は、前項の決定を受けたときは、直ちに区長に対して現物を賠償し、又は賠償額を支払わなければならない。

(係員の指示)

第十五条 利用者又は入場者は、その利用又は入場について、係員の指示を守らなければならない。

(指定申請書の提出等)

第十六条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第十六条第二項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 新川さくら館の管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書
- 二 法人の定款
- 三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支計算書及び前事業年度の決算報告書
- 四 法人の事業経歴及び概要
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(様式)

第十七条 この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

(委任)

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第十六条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二六年三月二〇日規則第二二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の江戸川区新川さくら館条例施行規則別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表 (第五条関係)

付帯設備及び器具利用料金

種別	単位	利用料金	備考
プロジェクター	一式	一、〇三〇円	スクリーン込み
スクリーン	一枚	三一〇円	
ワイヤレスマイク	一本	六二〇円	
CDプレーヤー	一台	三一〇円	
DVDプレーヤー	一台	五一〇円	
舞台	一式	五一〇円	
テント	一張り	一〇〇円	机及び椅子を含む。
電源料	集会室第一、集会室 第二及び多目的ホ ール	一回	二五〇円
	広場	一キロワットまで	一キロワットを超え、一 キロワット増すごとに、 二五〇円
駐車場	一時間	最初の一時間 二〇〇円 以後 一〇〇円	小型・普通車

備考

- 一 電源料（広場に係るものに限る。）及び駐車場を除き、利用一回につき四時間までは一単位、四時間を超える場合は二単位、九時間を超える場合は三単位とする。
 - 二 第二条及び第三条の規定にかかわらず、駐車場及び条例別表に規定する広場（貸切りでない場合に限る。）の利用時間は、午前零時から午後十二時までとすることができる。
 - 三 一時間に満たない時間は、これを一時間とする。
- 一部改正〔平成二六年規則二二号〕